

**鳥取県告示第557号**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成22年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備基本方針を定めた河川  
蒲生川水系
- 2 河川整備基本方針を閲覧に供する場所  
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県東部総合事務所及び岩美町産業建設課